

(様式第2号)

平成30年度第7回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成31年2月26日(火) 9:30 ~ 11:30
場 所	東館3階 小会議室4・5
出席者	会 長 島田 茂 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 欠 席 大久保 規子  事 務 局 吉田課長, 古川係長, 矢代主事, 洲崎主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求  
(平成30年7月3日付け) について

イ 学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

ウ その他

## 2 提出資料

「学校と警察の相互連携に係る協定書」

「協定ガイドライン」

## 3 審議経過

開会

(1) 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求（平成30年7月3日付け）について

ア 次回，意見陳述を求める。

(2) 学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

事務局

### 【議題2】

学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

### 【議題説明】

本諮問は，学校と警察との相互情報連携について審査会の御意見をお伺いするものです。警察から児童生徒の情報が提供されることについて，個人情報の本人以外からの収集すること，また，学校から警察に情報提供することについて，個人情報を外部提供することとなるため，個人情報保護条例第7条及び第14条の規定に基づき審査会の御意見をお伺いしたいということでございます。

以下，諮問書に沿って簡単に御説明させていただきます。今回の協定の目的ですが，1収集及び提供の目的にありますように，児童生徒の非行，問題行動及び犯罪の防止に関し，学校と警察が相互に情報連携を行い，指導支援を行うことによって児童生徒の安全確保及び健全育成に資

するというを目的としております。

頭書きに書いておりますが、平成27年に文科省からの通知があり、その中で、学校が警察と連携して非行防止や犯罪被害の防止に関する情報を積極的に交換することが求められており、本市教育委員会もこれを踏まえまして警察との情報連携体制を検討しております。

情報を提供する事案については、2情報を提供する事案(1)に教育委員会及び学校から警察へ情報提供する事案、(2)に警察から学校へ情報提供する事案が記載してあります。また、提供する内容、情報については、3提供する情報に記載してあり、対象事案に関する児童生徒の氏名等、対象事案の概要、その他児童生徒の安全確保、健全育成に資するために必要な情報としております。

4情報の取り扱いでは、秘密保持徹底、保存期間は1年ということ、目的外利用及び外部提供の禁止について記載してあります。5対象校は、芦屋市立の小学校が8校、中学校3校としております。6実施する日は、平成31年4月1日から実施する予定だと聞いております。

説明は以上です。

#### 【実施機関説明】

この度の諮問は、学校と警察との相互連携に係る体制の整備についてです。平成27年の2月に起こった神奈川県川崎市の中学1年生の殺害事件を受け、その年の3月に「教育委員会と警察本部が相互に児童生徒の個人情報を提供する制度を構築するよう積極的に取り組むこと」という内容の通知が文部科学省から出されました。本市においても、児童生徒の健全育成と事案の未然防止、犯罪被害防止を図る上で、市の教育委員会、芦屋市内の学校と兵庫県の警察本部の相互連携に係る体制整備を進めるため、協定の締結に向けて準備をしているところです。

その上で、児童生徒の個人情報の本人以外からの収集及び外部提供に該当しますので、今回審査会へ諮問したものです。

本件における個人情報の収集と外部提供の目的ですが、まずは児童生徒の健全育成のため、そして、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害

濱田主幹

の防止です。教育委員会及び学校と警察がきちんと連携して児童生徒の指導，支援をしっかりと行うことで，児童生徒の健全育成と安全確保に資することを目的としています。

情報を提供する事案につきましては，教育委員会及び学校から警察に提供する事案として，大きく6つ考えております。①犯罪もしくは触法事案，またはそのおそれのある事案，②学校内外において粗暴行為等を行う非行集団の構成員である事案，③対象となる児童生徒の生命又は身体に被害が生じるおそれがあると認められる事案，今，一番大きく意識しているところは，この③の事案でございます。④対象となる児童生徒の影響が，学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれがある事案。⑤複数の学校において，同一非行に関わる児童生徒がいる。又はそのおそれのある事案。⑥その他児童生徒に係る事案で，警察との連携対応を要すると認められる事案でございます。

次に，警察から学校へ情報提供する事案につきましては5つ考えております。①逮捕した犯罪少年に係る事案，②児童相談所に送致し，又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事件，③身柄を同行して，家庭裁判所に送致し，又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事案，④その他の非行少年又は不良行為少年に係る事案であって，次のいずれかに該当し，かつ，学校との連携に継続的な対応が必要であると認めるもの，ア学校内外において，粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること，イ非行や不良行為を繰り返すこと，ウ周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること，エ関係する児童生徒が複数であること，⑤その他その内容に鑑み，児童生徒に対する指導を促進するため，連絡責任者が，特に学校連絡が必要であると認めるものでございます。

提供する情報につきましては，対象事案に関する児童生徒の氏名，生年月日，年齢，住所，学年，クラスに関する情報とその対象事案の概要，そして，安全確保及び健全育成に資するために必要とされる情報，これに限定するところで考えております。情報の取り扱いにつきましては，きちんと秘密保持を徹底して，相互できちんと取り扱います。収集又は

提供した文書につきましては、保存年限を1年間とし、期限を過ぎた文書は確実に廃棄するという運用を考えております。また、これらの情報につきましては、この協定の目的以外には一切使用しないこと、連携機関以外には提供しないといことを考えております。

対象につきましては、市内公立の小学校、中学校で考えており、小学校8校、中学校3校を対象とします。実施する日は、協定の締結が可能であれば平成31年4月1日からの実施を考えているところでございます。

御審議のほう、どうぞよろしく願いいたします。

島田会長

ありがとうございます。

それでは委員から各自、御質問をお願いいたします。

**【質疑】**

委員

協定書案の6条1号のウの事案を一番懸念されていると言っておられました。それぞれの項目を見ますと、残りの5つは加害者、相手を意識したのですが、ウだけは被害を受ける者を意識しています。こういう場合は誰の情報を情報提供するのでしょうか。7条2号に規定されている当該事案の概要等にも係るところですが、加害者の情報を渡すのか、被害者の情報を渡すのかどちらでしょうか。

濱田主幹

ウに関しては、特に今、虐待関係がクローズアップされていることに加え、市内でもそういった事案が増えてきている状況があります。これまでですと児相を経由しての対応になり時間がかかってしまうのを、警察と情報連携を行うことでスムーズに対応できるものと考えております。

提供する情報ですが、場合にもよりますが、被害者加害者どちらとも関係してまいりますので、そのときは両者の情報を提供することとなるかと思えます。

委員

この協定は虐待を意識してのものですか、それとも犯罪を意識しての  
ものですか。

濱田主幹

昔は犯罪に関わる児童生徒が多かったのですが、目に見える犯罪等は  
減少傾向にあり、今は、虐待被害を受ける児童生徒が増加傾向にあり、  
その対策が必要と感じています。また、SNS関係のいじめなどの事案  
が増えており、そこも意識をしています。

児童生徒の健全育成のためには、逮捕や補導に至る前に食い止めたい  
という思いがあります。当然学校でも児童生徒や保護者に指導をしてい  
くのですが、そういったときに警察と連携してやっていければという思  
いがあります。

委員

それは協定がなければできないことでしょうか。

濱田主幹

捜査にまで至れば当然警察と連携して動けるのですが、そこまでに至  
らないような事案では、現状、保護者に警察への相談を促す程度に留ま  
りますので、保護者の方が警察に行かないとなると、それ以上の対応が  
難しいケースが多いです。

委員

それでは、保護者が警察にあえて行きたくないと言っているのに、保  
護者の同意なしに学校から警察へ情報を提供するということですか。

委員

保護者が加害者になるようなケースも考えられますよね。そういった  
場合は保護者の了解を取るのは困難ですので、そういったケースを想定  
されているのですよね。

濱田主幹

はい。虐待のようなケースですとその子の命の安全も考え、保護者の  
了解無しに直接警察へ情報提供を行うことがあるかと思います。また、  
そこまで差し迫った事案でない場合も、この協定があれば相談ができる  
のではないかと考えております。

委員

今でも協定が無くとも、通報はできますよね。

濱田主幹

通報も義務は今でもありますが、この協定を結ぶことで、渡す情報や警察とのやり取り等を記録に残すことができますし、渡した情報の取り扱いについても定めることで適正な管理がされることになると考えております。

委員

提供する情報や、提供する事案の判断は誰が行うのですか。

濱田主幹

学校から提供するときは、まずは学校長。学校長が判断に困る場合は教育委員会に相談するという運用を考えています。

事務局

ガイドラインでは責任者は学校長。連絡担当者に教頭及び生徒指導等を指名するとしています。

委員

この情報連携において、警察にどのようなことを期待しているのですか。

虐待があれば、児童虐待防止法があり、まずは児相に通告をします。その上で、どうしても必要なときには警察に連絡する手順でしたが、そこを一足飛びに警察に情報提供するというのは色々問題があると思います。そこは議論をされたのでしょうか。提供する情報の内容が、かなり抽象的で無限定ですが、情報連携を行うことで児童生徒及び保護者と学校との信頼関係が損なわれることがあるのではないのでしょうか。

濱田主幹

学校が生徒を指導する、保護者と話をすることは学校の本来業務ですので、まずは学校が対応をします。ですが、学校だけでの保護者対応に限界を感じているところもありますので、学校側の主張の裏付けや法根拠のようなものを相談できる機関があればと考えております。

委員 具体的な危険性がないにもかかわらず、警察に情報提供するのはいかなものでしょうか。警察に相談にのってもらうために情報を渡すのは抵抗があります。

濱田主幹 情報を一方的に提供するだけではなく、例えば補導した児童生徒の情報を警察から提供を受けることで、スムーズに学校がその子に対してのケアができるといった健全育成に繋がる利点もあります。

委員 これの協定は芦屋市だけのものですか。

濱田主幹 兵庫県全体で動いていると聞いております。神戸市や加古川市は既に締結していると聞いております。

委員 私立の小中学校は対象外ですか。

濱田主幹 私立については教育委員会で情報を持っていないので対象外です。それぞれの学校と個別に協定するものと思います。

**【実施機関退席】**

島田会長 今回の諮問について意見を述べて下さい。

**【委員から出された意見】**

児童生徒の健全育成のために警察から情報の提供を受けることが有意であることは理解できる。しかし、学校現場の情報を渡すのとそれを同じ協定で行うのはどうか。

提供する情報の範囲が抽象的で広範囲に及ぶものであり、事実上どんな情報も提供できる規定になっている。また、学校がどの情報を提供するのかを判断するのは難しいのではないか。

提供及び収集した情報の保存年限を1年としているが、児童生徒の指導に利用するには短いのではないか。また、提供した情報が確実に1年で廃棄されるのか疑問である。

保護者が警察に提供することを望んでいないにも関わらず、その子に被害があるおそれがあるからという口実で、その子の情報が警察に提供されてしまい、それがモンスターペアレンツ対策で警察に相談することを目的として行われるようなことが想定される。そういった利用は防がなければならない。

被害者の情報も含めて警察に情報提供されるとなると、生徒が本当のことを言わなくなるおそれがあるのではないか。

情報を提供するだけで、警察が動いてくれない場合も想定される。

学校から情報を提供しなくとも、保護者が警察に相談したり、被害届を出すと警察は動いてくるのではないか。関係機関が集まって、どんな問題がよく起きているのか、学校はこういう視点で児童生徒を見たほうが良いといった意見交換を連携してやることは効果があると思いますが、こういった情報提供だけの協定というのは違うのではないか。

モンスターペアレントは芦屋市だけではなく、本当にどこの自治体でも問題で、教員を守るための制度を作ることが急務だと思う。犯罪となるケースもあるので、それをこれ以上言ったら通報するといった、法律に則り対応するというスキルが必要ではないか。正面からそういった対応をせずに、こういう協定を利用して対処するのはどうか。

警察は学校の情報を根こそぎ欲しいと思うが、この協定を締結すると拒めなくなるのではないか。非行を口実に情報が取られ、それが捜査に利用されることが想定される。

---

こういった社会問題ともなっているものは、本来法律事項だと。それを協定という契約方式であるのはいかなものか。

島田会長

この件については、慎重に審査を行うべきだと思いますので、本日出た意見を実施機関に確認してもらい、その答えを持って次回以降再度審議を行いましょう。

(3) その他

閉会